

# 土地収用制度活用推進要綱

## 第1章 趣旨等

第1条 この要綱は、公共用地の任意取得が困難な事業等について土地収用制度を積極的に活用するための手続等に関し必要な事項を定め、公共用地の円滑な取得を推進することにより、公共事業の着実な実施と県土の適正かつ合理的な利用を図り、生活者の視点に立った社会基盤の整備を進め、誰もが豊かさを実感できる県土づくりを目指すものである。

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土地収用(第1条関係)

土地収用法(以下「法」という。)第3条各号の一に掲げるものに関する事業の用に供するため、土地の所有権及びその他の権利をその権利者の意思に関わらず、法に定める手続によって国又は県が強制的に取得することをいう。県が行う主な手続としては、国土交通大臣への事業認定申請及び収用委員会への裁決申請等がある。

(2) 事業課長(第3条関係)

法第3条各号の一に掲げるものに関する事業を所管する県土整備部の地域機関が行う事務を所掌する本庁の課長をいう。

(3) 所長(第3条関係)

法第3条各号の一に掲げるものに関する事業を所管する県土整備部の地域機関の長をいう。

(4) 事業認定申請単位(第3条関係)

公益性を発揮できる最小の事業区域をいう。ただし、都市計画法第59条第2項の認可を受けて施行する事業にあつては、その事業地をいう。

(5) 地権者(第3条、第5条関係)

土地所有者及び関係人をいう。

(6) 関係人(第3条関係)

用地取得に伴い、通常、起業者との補償契約を要する土地所有権以外の権利を有する者(借地人、借家人等)をいう。

(7) 用地取得率(第3条関係)

地権者全体数に対する契約済みの地権者数の割合をいう。

(8) 用地交渉開始(第3条関係)

土地所有者又は関係人に事業に必要な土地の区域等を提示して個別の用地交渉に着手することをいう。ただし、土地等の調査や用地交渉に応じない者については応じない旨の意思を確認した時点、権利者不明等により用地交渉が不能の場合はその事実を確認した時点を用地交渉開始とみなす。

(9) 事業認定申請図書等(第6条、第8条関係)

法第18条に規定する事業認定申請書及び添附書類並びにこれに関連する参考資料をいう。

(10) 裁決申請図書等(第6条、第8条関係)

法第40条に規定する収用又は使用の裁決の申請書、法第47条の3に規定する明渡裁決の申立書及び添附書類並びにこれに関連する参考資料をいう。

## 第2章 適用基準

第3条 法第3条各号の一に掲げるものに関する県土整備部所管の事業が、次の各号のいずれか(以下「適用基準」という。)に該当することとなったときは、土地収用手続への移行を検討するものとする。

- (1) 事業認定申請単位における用地取得率が80%に達したとき。
- (2) 事業認定申請単位において、すべての地権者との用地交渉開始から3年が経過したとき。
- (3) 前二号に該当しない場合であっても、地権者の状況、関連事業の進捗状況及び当該事業の供用開始時期等から早期に用地取得が必要と所長が判断したとき。

## 第3章 土地収用制度の活用手続

第4条 用地課長は、適用基準に該当する事業及び前年度は該当していたが当該年度は該当しなくなった事業の有無について、毎年度当初に所長に照会するものとする。

- 2 所長は、前項の照会があったときは所管する事業のすべてについて適用基準に該当するか否かを確認のうえ、様式1又は様式2により回答するものとする。
- 3 用地課長は、前項により所長から適用基準に該当すると回答のあった事業について、必要に応じて現地調査を実施し、実態の把握に努めるものとする。
- 4 用地課長が前項の調査を実施する場合、事業を所管する所長は調査に必要な協力を行うものとする。

第5条 用地課長は、前条第2項により所長から回答のあった事業のうち、適用基準に該当する事業を様式3により速やかに事業課長に通知するとともに、土地収用手続への移行等について意見を求めるものとする。

- 2 前項の意見を求められた事業課長は速やかに回答するものとする。

第6条 所長は、適用基準に該当する事業について用地課長又は事業課長から事業及び用地取得に関する資料(位置図、平面図、標準横断図、道路網図、都市計画図、残件調書等)を求められた場合には、速やかに提出しなければならない。

- 2 所長は、用地課長が所長に求めた資料は事業課長に、事業課長が所長に求めた資料は用地課長に、それぞれ写しを提供するものとする。

第7条 用地課長は、第4条第2項により回答のあった事業について、第4条第3項による現地調査及び第5条第2項による事業課長の意見を踏まえ、既に土地収用手続に移行している事業以外の事業の中から、土地収用手続に移行することが望ましいと判断できる事業を抽出するものとする。

2 用地課長は、前項により抽出した事業について、様式4-1又は様式4-2により事業課長及び所長に通知するものとする。

第8条 用地課長は、前条第2項で通知した事業及び既に土地収用に移行している事業について、その年の年末時点の状況を、再度所長に確認するとともに、必要に応じて現地調査を行い用地の取得状況、工事の進捗状況、その他実態を確認し把握するものとする。

2 用地課長が前項の調査を実施する場合、事業を所管する所長は調査に必要な協力を行うものとする。

第9条 用地課長は、前条第1項による確認及び現地調査の結果、既に土地収用に移行している事業以外の事業の中から、土地収用への移行が適切と判断できる事業を土地収用への移行対象候補事業（以下「収用移候補事業」という。）として選定するものとする。

第10条 所長は、第4条第2項による回答後、新たに適用基準に該当することとなった事業又は該当しなくなった事業が生じた場合は、様式1又は様式2及び様式5により速やかにその旨を用地課長へ報告するものとする。

2 用地課長は、前項の規定により新たに該当する事業の報告があった場合は第4条から前条の規定に準じて収用移候補事業を選定するものとする。

#### 第4章 収用移候補事業の決定

第11条 用地課長が収用移候補事業として選定した事業及び既に土地収用に移行している事業の中から、翌年度に収用移候補事業を進める事業及びその優先順位について、用地課長、事業課長及び所長の3者で協議のうえ決定するものとする。

2 用地課長及び事業課長は、前項の協議の結果を速やかに県土整備部長に報告するものとする。

3 前項の報告後、用地課長は第1項で土地収用移候補事業を進めると決定した事業について、速やかに様式6により事業課長及び当該事業を所管する所長に通知するものとする。

#### 第5章 収用関係図書等の作成

第12条 前条第1項により土地収用移候補事業を進めると決定した事業について、事業課長及び所長（以下「事業課所長」という。）が事業認定申請図書等又は裁決申請図書等を作成しようとするときは、事業課長は県土整備部長の了承を得るものとする。

第13条 用地課長は、事業課所長が事業認定申請事務又は裁決申請事務が円滑に行えるよう、必要な援助等を行うものとする。

## 第6章 県土整備部以外の部局所管事業への対応

第14条 法第3条各号の一に掲げるものに関する事業のうち、県土整備部以外の部局の所管に係る事業について、当該事業を所掌する本庁の課長又は当該事業を所管する地域機関の長から土地収用手続に関する助言等を求められた場合は、用地課長は県土整備部の事業に準じて必要な助言等を行うものとする。

### 附則

この要綱は平成 4 年 4 月 7 日から施行する。

### 附則

この要綱は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

### 附則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

※様式 1 ～ 6 略